

(様式第2号)

会 議 録

令和6年4月9日作成

会 議 の 名 称	第2回島本町立地適正化計画策定委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和6年1月31日(水) 午前10時～11時30分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	都市創造部 都市計画課	傍聴者数	4名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	/		
出 席 委 員	田中委員、植田委員、三角委員、小野委員、矢田委員、谷口委員 【事務局】 都市創造部 名越部長、佐藤次長、今井課長、 森鎌参事、奥田係長、永井主査		
会 議 の 議 題	1. 会議の公開について 2. 居住誘導区域について 3. 都市機能誘導区域について 4. 誘導施設について 5. その他		
配 付 資 料	「第2回島本町立地適正化計画策定委員会次第」、「第2回島本町立地適正化計画策定委員会配席図」、「島本町立地適正化計画策定委員会委員名簿」、「資料1 本日の議事(計画書目次案)」、「資料2 第5章 居住誘導区域」、「資料3 第6章 都市機能誘導区域」、「資料4 第7章 誘導施設」、「資料5 課題4:高齢化に伴う財政支出増加への対策」、「参考資料1 図面集」、「参考資料2 浸水想定区域と居住誘導区域の重複、居住誘導区域外の集落について」、「参考資料3 島本町洪水・土砂災害ハザードマップ(淀川)」、「参考資料4 島本町洪水・土砂災害ハザードマップ(水無瀬川)」、「参考資料5 北部大阪都市計画図(島本町)」、「島本町立地適正化計画規則」、「島本町立地適正化計画の会議の公開に関する要綱」、「審議会等の会議の公開に関する指針」、「島本町立地適正化計画策定委員会傍聴要領」		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

発言者	審 議 内 容 (文中敬称略)
司会	<p>1 開会</p> <p>委員のみなさまがお揃いになりましたので、只今より、第2回島本町立地適正化計画策定委員会を開催いたします。</p> <p>委員のみなさまにおかれましては、何かとお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>本日の司会を担当いたします、都市創造部都市計画課の森鎌でございます。よろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>◆ 会議の成立について</p> <p>本日の策定委員会の出席についてご報告いたします。島本町立地適正化計画策定委員会委員6名のうち、本日は6名出席いただいております。「島本町立地適正化計画策定委員会規則」第5条第2項の規定により、2分の1以上の委員の方が出席いただいておりますので、本日の会議は成立いたしておりますことを報告いたします。</p>
司会	<p>◆ 会議の進行について</p> <p>会議中での発言に際しましては、挙手いただいた後、目の前にありますマイクのボタンを押していただいてからご発言いただき、発言が終わられましたら、もう一度ボタンを押していただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>2 委員自己紹介・事務局紹介</p> <p>案件に入ります前に、今回が初めての委員の方は一言ずつ自己紹介をお願いします。</p> <p>(前回欠席委員・新任委員あいさつ)</p>
司会	<p>ありがとうございました。続きまして、事務局の紹介でございます。</p> <p>(事務局あいさつ)</p>
	<p>3 資料の確認</p> <p>案件に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>本日お配りしている資料といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回島本町立地適正化計画策定委員会 次第 ・第2回島本町立地適正化計画策定委員会 配席図 ・島本町立地適正化計画策定委員会委員名簿 ・資料1 本日の議事(計画書目次案) ・資料2 第5章 居住誘導区域 ・資料3 第6章 都市機能誘導区域 ・資料4 第7章 誘導施設

	<ul style="list-style-type: none"> ・資料5 課題4：高齢化等に伴う財政支出増加への対策 ・参考資料1 図面集 ・参考資料2 浸水想定区域と居住誘導区域の重複、居住誘導区域外の集落について ・参考資料3 島本町洪水・土砂災害ハザードマップ（淀川） ・参考資料4 島本町洪水・土砂災害ハザードマップ（水無瀬川） ・参考資料5 北部大阪都市計画図（島本町） <p>本日お配りした資料としまして、「島本町立地適正化計画規則」「島本町立地適正化計画の会議の公開に関する要綱」、「審議会等の会議の公開に関する指針」、「島本町立地適正化計画策定委員会傍聴要領」、の4点を1つに綴じたものをご用意しております。</p> <p>以上資料に不足等ありませんでしょうか。</p> <p>それでは、これからの案件の議事進行につきましては議長、よろしくお願いします。</p> <p>4 案件</p> <p>(1) 会議の公開について</p> <p>議長 それでは、早速ではございますが、案件に入ります。案件1の「会議の公開について」ですが本日、傍聴の申出はありますでしょうか。</p> <p>事務局 はい。傍聴の申出が4件あります。</p> <p>議長 只今、事務局よりありましたとおり、傍聴の申出があるようです。つきましては、島本町立地適正化計画策定委員会の会議の公開に関する要綱に基づき、案件1「会議の公開について」、傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>委員一同 (異議なし)</p> <p>議長 ありがとうございます。では、許可しますので、どうぞ入室してください。</p> <p>(傍聴者入室)</p> <p>(2) 居住誘導区域について</p> <p>議長 傍聴者が入場されましたので、会議を続けてまいります。</p> <p>案件2「居住誘導区域について」事務局から説明を願います。事務局からの説明の後、皆様の議論をお願いいたします。</p> <p><資料説明></p> <p>事務局 まず資料1をご覧ください。前回は都市現況と課題の整理をさせていただきまして、計画の方向性までご議論いただきました。本日は、第5章～第7章の居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設の3つのことにつきまして、ご議論をいただければと思っております。</p> <p>次に資料2と参考資料1 図面集を併せてご覧ください。</p>
--	---

資料2の5-1 ページですが、居住誘導区域の考え方です。立地適正化計画の基本的な考え方といたしまして、市街化区域の中に居住誘導区域、そして都市機能誘導区域というエリアを設けましてそれぞれの計画を作っていくものです。

まず本日ご議論いただきます居住誘導区域というのは、今後人口が減っていく中で、都市をこれ以上大きく拡大していくことがないようにできるだけ人口密度を維持し、コンパクトなまちにするための区域です。そういう意味で生活サービスやコミュニティが持続的に維持できるように、居住を誘導していく区域を居住誘導区域として定めるものです。

補足ですが、居住誘導区域は居住をできるだけこういったところに集まって居住していきましようという行政側の意思を示すものであって、居住誘導区域外だから住んではいけないというものではありません。基本的にはこれまで通り住んでいただくことは可能ですが、今後人口が減っていく中で、もし住むのであれば、安全で利便性の高い地域に居住していただきたいということで、居住誘導区域というものを定めるものです。

次に5-2 ページをご覧ください。この立地適正化計画の作成にあたりましては、国が「立地適正化計画策定の手引き」というものを出しております。その中で、居住誘導区域の条件として、「生活利便性が確保される区域」、「生活サービス機能の持続的確保が可能な区域」、「災害に対するリスクが低い区域」といった考え方が示されています。

図の5-2 に示しているように、まず居住誘導区域におおよそ含める区域を定め、そこから居住誘導区域に含めない区域を引き算して、最終的に居住誘導区域を設定したいと考えております。

まず、居住誘導区域に含める区域ですが、①に記載しているように、「生活利便性が一定確保される区域」を考えております。図面集をご覧ください。図面集の1 ページ目に「生活利便性が一定確保される区域」という図面を添付しております。

まず、「生活利便性が一定確保される区域」というのはどういうところかということで、ある程度便利なところということから、「鉄道駅から800mの利用圏」、もしくは「移動手段となるバス停から300mの利用圏」を「生活利便性が一定確保される区域」として考えております。図面で緑色に塗っているところが、駅から800m、そしてバス停から300mの範囲です。まずは、その区域を基本として居住誘導区域の設定を考えております。

続きまして「生活サービス機能の持続的確保が可能な区域」につきましては、将来においても市街化区域の人口密度が一定維持できるところと考えております。

図面集の2 ページをご覧ください。図面集の2 ページに将来人口密度、令和27年度の将来の人口密度を予測した図面をつけております。赤が濃くなるにつれて、徐々に密度が高くなってまいります。

ここで一つ、市街化区域の設定基準として、1ヘクタール40人以上と国が示しており、それを満たすところはある程度市街化が適切だろうと考えられますので、将来的にも1ヘクタール40人という基準を持ち、それ以上のところが含まれる区域にしようと考えます。図面を見ていただきますと、大体市街化区域の内側は40人以上となっております。一部白抜きで40人未満のところもありますが、そういったところは主に工場地域かと思いますので、おおよそ市街化区域全体を含める地域としてよいだろうと判断いたしました。

続きまして、居住誘導区域に含めないところをどこに設定するかということで、資料2の5-3 ページをご覧ください。居住誘導区域に含めない区域の設定方針というものがありまして、これ

は国が出しております都市計画運用指針において、基本的に含めない区域の考え方が示されております。「居住誘導区域に含めない区域」と、「原則として居住誘導区域に含めないこととすべき区域」という二つの項目、これらの地域については、基本的に国の法律で含めてはいけない地域となっております。それより下の「総合的に勘案し居住誘導が不適と判断される場合は、居住誘導区域に含めないこととすべき区域」それからその下の「居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域」、その下の部分についてはそれぞれの市町村の実情に応じて検討すべきエリアとなっております。緑でハッチがかけられているのが、町内に該当する区域があるものを示しております。

まず、居住誘導区域に含めない区域として市街化調整区域と保安林の区域があります。

図面集の3ページをご覧ください。緑の斜線がかかっている部分は市街化調整区域ですので、基本的には居住誘導区域に含めないとしております。

次に4ページをご覧ください。ここには保安林の区域を示しております。保安林につきましては本町の山地部分の一部がかかっておりますので、これらについても省くことといたします。

次に5ページをご覧ください。ここには土砂災害警戒区域、それから急傾斜地崩壊危険区域を示しております。凡例を見ていただきますと、緑と赤のハッチがかかっております特別警戒区域と赤の囲みをしております急傾斜地崩壊危険区域、この二つについてはいわゆるレッドゾーンと言われているところで、大変、災害リスクの高いところとされております。そういった意味で、この区域については原則、居住誘導区域に含めてはいけないとなっておりますので、この区域は外すように考えております。

ここからがご議論をしていただきたいところですが、市町村の実情に合わせて判断すべきところとして、緑の四角、茶色の四角で囲まれております警戒区域のところでは、基本的には外すことが適当ですが、市町村の実情に応じて考えるというエリアです。

先ほどの特別警戒区域のエリアというのはほとんど市街化調整区域なので問題ないかと思いますが、警戒区域については市街化区域の縁辺部のところに比較的にかかっている部分があります。こういったところをどうするかといったところは議論の対象と思っておりますが、基本的に災害リスクの高い地域と考えますので、基本的には居住を誘導しない方がいいということで、居住誘導区域から省くこととさせていただこうと考えております。

続きまして、図面集の6ページをご覧ください、次に検討しなければいけない事項として、浸水想定区域です。想定最大規模というのは、一つの目安として、1000年に一度の洪水が起こったときに、浸水が想定される区域ということです。着色しているところが、淀川が氾濫すると浸水が予想される場所です。同様に7ページをご覧ください。こちらは水無瀬川が氾濫したときの浸水想定区域で、同様に市街化区域の約半分程度が浸水想定区域に定められております。

8ページは後ほどご説明させていただきますので9ページをご覧ください。

9ページはいわゆる雨水出水です。雨が降ったときに浸水する可能性がある地域です。黄色がかかっているところが、大きな雨が降ったときに、浸水する可能性のある地域を示しております。浸水想定区域につきましては、特に淀川・水無瀬川については、町域の大半を占めているところです。本来ならば、災害リスクの高い地域ということで、居住誘導区域から省くべきところですが本町の場合、これらの地域を居住誘導区域から全て省くというのは、少し現実的ではないと考えます。また、河川につきましては、一定、国や大阪府によって整備計画に基づいて護岸の整備

	<p>がされておりますし、また河川水位の観測体制も一定整備されているところです。そういうことを考えますと、居住誘導区域に含めて避難を基本とした体制作りをしていくことが適切ではないかと考え、浸水想定区域は含める区域と本町では案として考えさせていただいております。</p> <p>次に図面集の 10 ページをご覧ください。想定最大規模の際に、家屋倒壊等の氾濫が想定される区域を示しております。これらの家屋倒壊等氾濫想定区域というのは、仮に淀川が洪水で水が溢れ出したときに、水流によって護岸や住宅等が流されてしまうようなエリアの可能性があるところを示しております。淀川の場合であれば淀川沿いのところに、ハッチがかかっていたり、ピンクの色を付けてるところがありますがそういったところが想定されます。</p> <p>11 ページをご覧ください。水無瀬川につきましても同様に河岸浸食氾濫流というところで、家屋等が流されてしまう可能性のあるところが指定されております。これらについても、本来ならば省くべきと考えますが、先ほど申しました河川の観測体制のことを考えますと、事前に避難が可能である、避難の指示が出せるということも考えられますので、これらの地域については一旦含めるということで案を作らせていただきます。</p> <p>次に図面集の 12 ページをご覧ください。ここまでが国の指針等で検討すべき地域として出されている部分ですが、それ以外に本町といたしまして、工場が集積しているところと居住地域が、重ね合うというのは居住環境上良くないということから、工場集積地は居住誘導区域から省こうと考えております。</p> <p>それから 13 ページをご覧ください。こちらには生産緑地地区の図面を入れております。この中で赤く囲っているところが生産緑地地区と呼ばれているところで、当面は農地として保全をしていく場所です。これらについては、これから都市環境を考えていく上で、農地は重要だと本町としては考えておりますので、これらについては基本的に居住誘導区域から外す方向で考えております。</p> <p>以上を最終的に集約させていただきましたのが、14 ページです。先ほど示させていただきましたように、いわゆる市街化区域の内側を基本とし、そこから災害リスクの高い土砂災害系のところ、それから工場集積地等を省き、最終的にこの茶色のハッチがかかっている部分を居住誘導区域と定めてはどうかと考えているところです。</p> <p><意見交換></p> <p>議長 ただいま事務局から説明のありました、案件 2 「居住誘導区域について」 ご質問、ご意見ありましたらよろしく願いいたします。</p> <p>委員 人口密度の目安を 1 ヘクタール当たり 40 人とするということで、資料 2 の 5-5 ページで、令和 27 年に人口密度は 76.5 になっていますが、将来的にコンパクト化を図り、結果的に人口密度は今より大きくなるという理解でよろしいですか。</p> <p>事務局 図面集 2 ページの将来人口密度をご覧ください。島本町の人口というのは今後減少する方向にあります。また、立地適正化計画の計画期間というのが、おおよそ 20 年です。そして、20 年先の人口の動向を見据えた上で検討しようと考えましたことから、将来人口が減っていくことを加味して、将来人口密度を算定させていただき、その 20 年後の令和 27 年の人口密</p>
--	---

委員	<p>度を将来人口の状況を見て、最終的に設定してはどうかと考えております。</p> <p>図面集9 ページの内水出水の降雨確率はどれぐらいで想定したか教えていただけますか。</p>
事務局	<p>これまで島本町で起こった既往最大降雨量をもとに想定しており、本町では平成 24 年 8 月 14 日に時間降雨 111mm を記録しました。その際の内水氾濫をもとにして想定しております。少し補足説明させていただきますが資料 2 の 5-4 ページをご覧ください。</p> <p>5-4 ページに周辺の市町村のハザードエリアの扱いを一覧で整理したものをに入れており、高槻市・枚方市・寝屋川市・守口市・長岡京市・八幡市のエリアについて、災害ハザードエリアを居住誘導区域に入れるかどうか判断をされているか記載しています。○が居住誘導区域に含める、×が居住誘導区域に含めないという形です。土砂災害警戒区域につきまして、八幡市は土砂災害警戒区域を含めておられますが、その他の市町村については土砂災害警戒区域を居住誘導区域に含めておりません。</p> <p>それから、浸水想定区域につきましては、基本的には○ということで、記載の全ての市町村が浸水想定区域は居住誘導区域に含めざるを得ないという判断をされておりますが、条件もあります。例えば高槻市の場合、計画規模で 3m 以上の浸水が想定されている区域については、居住誘導区域に含めないとされています。</p> <p>それから枚方市と長岡京市の場合は加えて家屋倒壊等氾濫想定区域の中でも、河岸浸食の区域については居住誘導区域には含めないとされています。</p> <p>また、本町の計画規模について図面集の 8 ページをご覧ください。8 ページには浸水想定区域（計画規模 水無瀬川）と記載しております。先ほどご説明させていただいたのは想定最大規模となっており、想定最大規模は 1000 年に一度の洪水という大規模な洪水ですが、計画規模は 100 年に一度の洪水の場合についての想定区域です。</p> <p>淀川については、100 年に一度の洪水であったとしても、基本的には堤防で防げるということになっておりますが、水無瀬川の場合はまだそこまで整備が進んでおりませんので、やはり氾濫は起こります。ただ、図面を見ていただきますと、地域の 3 分の 1 程度の浸水は想定されるものの、3m 以上の浸水が想定される区域はありません。</p> <p>高槻市や枚方市の場合では、3m 以上の区域があるので、居住誘導区域から外しておられますが、本町はないので、居住誘導区域に含めております。</p> <p>また、3m の根拠ですが、3m というのは、1 階は浸水するけれど、2 階に避難できるエリアのギリギリの範囲となっており、3m を超えると 2 階が浸水してしまうというエリアです。ですので、3m 以下の浸水で、2 階建てのお住まいであれば、垂直避難で 2 階に逃げることで済むことから一つの基準となっております。</p> <p>また、図面集の 10 ページをご覧ください。氾濫流と河岸浸食の 2 種類の凡例があります。氾濫流というのは、洪水の水流によって家屋が流されるエリアです。河岸侵食というのは、洪水によって、護岸が崩れて家屋が流されてしまう可能性のあるエリアを示しております。</p> <p>枚方市の場合、氾濫流を居住誘導区域に含めておられますが、河岸侵食の場合は、いつ崩れるかというのがなかなか予想しにくいということから居住誘導区域から外すという考え方をされているのだと思います。</p>

	<p>こちらにつきまして、本町の場合は河岸侵食のエリアというのが淀川沿いと水無瀬川沿いにありますので、議論すべきところだと思います。ただ、現時点では、河岸侵食が起こるほどの浸水が起きる、または洪水が起きるような時というのは相当量の雨が降っているということで、避難指示が出ているだろうと考えまして、基本的には氾濫流・河岸侵食につきましても、避難を基本として、居住誘導区域に含めるという考え方としているところです。</p>
議長	<p>ただいまの説明も踏まえましてご意見ありますか。特に先ほど説明がありました資料 5-3 の浸水想定区域と「その他調査により判明した災害の発生の恐れのある区域」について、ほかの他の自治体でも含めており、3m という基準があるということですが、このあたりいかがでしょうか。</p>
委員	<p>家屋倒壊等氾濫想定区域のところを居住誘導区域に含めると島本町では考えているということで、先ほど河川の氾濫の恐れをある程度予測が可能で事前に計画できるからということなのですが、江川一丁目と二丁目や高浜一丁目該当すると思われます。</p> <p>こちらに保育所や高齢者施設、障害者施設、障害児者施設がないのかそれを教えていただきたいです。また、団地ではないかと考えているのですが、高齢者世帯や障害者世帯の割合はどのようになっているのか考えた方がいいのではないかと思います。</p> <p>計画があっても果たしてどれだけの方が避難できるのかわからないので伺います。</p>
事務局	<p>現時点において氾濫流の区域に、高齢者施設や保育所等があるのかについて資料の持ち合わせがなく、即答しかねます。つきましては、いただいた意見も踏まえまして、氾濫流についてもどうするかというところを検討させていただけたらと考えているところです。</p>
事務局	<p>前回の資料になるんですけれども、土地現況の整理という参考資料の 19 ページに子育て施設として、保育所などの保育施設を 26 ページに福祉施設を掲載しております。こちらの地図と図面集の氾濫流の区域が別の資料となってしまうので、プロットするのがなかなか難しいとは思いますが、中にはそういった箇所も確認できるかと思います。</p> <p>また、障害者世帯とかですね、そういったものの割合につきましては現状資料を持ち合わせておりませんので、次回までに資料をお渡しさせていただけたらと思います。</p>
議長	<p>次回までに資料を用意するというので、ほかに意見はございませんか。</p>
委員	<p>警報や注意報、勧告が出た際の周知の仕方について、防災行政無線や、新しいマンションも建っておりますが、消防団の方や消防署の方の告知の仕方は深夜や日中で違うと思うのですが、その計画性についてと基本的には水ですから垂直避難になると思うのですが、ほぼほぼ島本町はつかるところになると思うので、特に水無瀬川の氾濫の際に江川の場合どちらに避難するのか、その時の人口密度に対して避難場所の確保ができていないのか、例えばローレルコートさんといった団地に避難させてもらえるのか、要請をかけているのか、そういうところまでの計画性があるのかについて伺います。</p>

事務局	<p>そちらにつきましては現在並行して作成を進めております防災指針において避難所の立地状況等について検討を予定しており、次回の会議の方で議論させていただけたらと考えております。</p>
議長	<p>先ほどの説明の中で、警報が出るので浸水してもなんとかなるという説明について気になったのですが、いかがですか。</p>
事務局	<p>総務部にあります危機管理室を中心に、避難勧告や避難指示に対する判断伝達マニュアルというものを作っております。一番逃げさせていただく必要がある避難指示については、ありとあらゆる媒体を通じて、住民の皆さんにお伝えし、特に土砂災害の場合、過去にあったケースでいいますと、実際崩れるかわからない家付近に、職員が1軒1軒言って回ったというようなこともありますので、マニュアル的なものはきちりとできていて、実践できるかということにしても、訓練等を通じて、行政職員や消防団の皆さん、各地域の自主防災会と連携して、より適切に対応するよう努めているところです。</p> <p>避難所が充足するかということなんですけど、当然淀川が決壊するような事象になれば、はっきり言ってなかなか対応が困難ですが、例えば、民間の施設と協定を締結して立体駐車場を避難所として開けていただくという取組も進めておりますので、次回もう少し詳しくお話できたらと思います。</p>
委員	<p>家屋倒壊等氾濫想定区域ですが、氾濫流と河岸浸食の2種類あり、氾濫流は多分鉄筋コンクリート造りなら耐えきれられると思われませんが、河岸浸食は先ほど説明にありましたように、護岸が崩れたり、住宅の基礎がえぐれたりする可能性があるのです、最悪の場合は、木造だけじゃなくて、鉄筋コンクリート造も危険だと認識してるんですけど、それで間違いなかったでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的には同じ理解をしております。</p>
委員	<p>枚方市などの淀川沿いの他の市町村も河岸浸食だけは除外しているところもあり、多分そういう理由で除外していると思うのですが、島本町の方を見まして淀川のところは細長いエリアであまりどこにあるのかわかりにくいですが、水無瀬川のところは人が川沿いに家を買っているところがありまして、河岸浸食がかかっているところも一部あります。</p> <p>避難は事前の警戒体制でいいかと思いますが、実際河岸浸食が起こったら、住宅も倒壊しかねないというような危険があると思います。私もそこをどうすべきかについては迷いもありますが、外すというのもありではないかと考えており、実際のところ多分、水無瀬川沿いの家は鉄筋コンクリートではなく木造住宅が張り付いているのではないかとと思われるので、居住誘導区域から除外も考えてもいいのではというのが私の意見です。</p>
事務局	<p>家屋倒壊等氾濫想定区域の河岸浸食、こちらにつきましては、土砂災害と同様で、緊急度</p>

<p>議長</p>	<p>合いが雨量等では判断が難しいことから、近隣の自治体におかれても居住誘導区域から除外されている自治体もあります。</p> <p>そういったところもある中で町としても、入れるかどうかという判断が現状難しいというところで一旦入れさせていただいたというところがございます。</p> <p>ですので、こういった意見もございますし、委員の皆様の中でご議論いただきながら河岸浸食について、居住誘導区域から外すというのは問題ないと考えておりますので、今いただいた意見も踏まえまして外すということについてもご意見いただけたらと思います。</p> <p>資料 2 の 5-9 ページの居住誘導区域に河岸浸食が入っているということで、図面集 10 ページでいうと大山崎に近いところのピンクに塗られているところが河岸浸食ということですので。入れるかどうかというところで、ご意見いただきたいということで、土地勘がある方などご意見いただけたらと思います。また、こちらについては 5-3 の「その他調査により判明した災害の発生の恐れのある区域」ということで、様々な調査の結果、いずれかについては居住誘導区域に含めてもいいが、含めてはならないものもあるかと思われ、河岸浸食がそれに該当すると思われそうですが、いかがでしょうか。</p> <p>図面集 10 ページで見ると、少し家がかかっているように見えますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>図面集の 11 ページの家屋倒壊等氾濫想定区域（水無瀬川）ですが、こちらの特に市街化区域内でいいますと、基本的には従来の木造家屋が多く、中には鉄筋のものもあると思われませんが、概ね木造が多いと思われま</p>
<p>委員</p>	<p>河岸浸食は淀川を見る限りは無いように思われ、水無瀬川の話に集約されてくると思われるのですが、水無瀬川の護岸の改修の予定はありますか。また、水無瀬川の名神下のところはかなり川幅が広い一方で、東大寺のところから山崎を抜けるところは川幅が狭いのですが、そのあたりは河岸浸食に関して考慮されるものですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず氾濫流や河岸浸食の設定の考え方ですが、これについては、実際にそこで護岸整備がされているかいないかということはあまり考慮されておらず、地形的な要因で判断されております。ですので、仮に護岸整備をされたとしても、この氾濫想定区域が消えるというわけではないことから、河川整備の状況とこの区域の指定状況等の関連性というのは結びつかないと考えられます。</p> <p>それから先ほども申しましたように、淀川の計画規模の護岸整備というのは、島本町のエリアについてはほぼ終わっているということで、100 年程度の規模であればほぼ大丈夫だろうというふうに想定されます。ただ、1000 年の場合は難しいという話になります。水無瀬川は大阪府の整備になりますが、計画規模の護岸整備はここ 20 年間の間の中でほぼ整備をしていくという計画になっているかと記憶しております。ですので、今後整備が進むこととなりますので、これらにつきましても、緩和されていくだろうと、ただ護岸や河川が整備されたからといって、必ずしも災害が起こらないというわけではなく、危険なところはやはり危険ということに間違いないのでそこは考えるべきだと思います。</p>

議長	<p>このあたり、難しいところであるのと、住宅が立地しているとなかなか護岸整備も進まない部分もあり、現状では区域に含めておきつつ、ほかの手段で居住されているかたのお墨付きをもらうというのも一つとも考えられます。</p>
事務局	<p>ただいまご意見をいただきました家屋倒壊等氾濫想定区域に関して、ハザードマップとしてはお配りしておりますが、立地適正化計画を策定するにあたりまして、個々の皆様にそういった区域に入っているといった意味合いで通知等を実施する予定は現状ございません。ほかの自治体の事例などを調べまして、状況に応じて対応させていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>居住誘導区域に指定すると、そこは安全な場所と思われてしまう部分もあるかと思っておりますので、何かあればご対応いただけたらと思っております。</p>
	<p>(3) 都市機能誘導区域について・(4) 誘導施設について <資料説明></p>
議長	<p>続きまして、案件3「都市機能誘導区域について」事務局から説明をお願いします。事務局からの説明の後、皆様の議論をお願いいたします。</p>
事務局	<p>都市機能誘導区域と次の案件の誘導施設については互いに連動しているところもありますので、資料3の都市機能誘導区域と資料4の誘導施設についてあわせて説明いたします。</p> <p>まず、資料3の都市機能誘導区域について、6-1ページをご覧ください。</p> <p>都市機能誘導区域というのは、居住誘導区域の中に生活サービス施設と言われる、医療・福祉・商業といった都市機能のある程度集約させて、コンパクトなまち作りを進めるとともに地域の方々が、公共交通等もしくは徒歩自転車等を利用して、生活サービス施設を使いやすいようにするための区域です。都市機能誘導区域の設定の考え方といたしましては、国が都市計画運用指針で考え方を示しております。基本的には都市全体を見渡して、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域、それから周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域、都市の拠点となるべき区域を都市機能誘導区域に定めるよう国の考え方があります。ですので、基本的には本町もこの考え方に基づき、都市計画マスタープランに示された中心市街地ゾーンを基本にしようと考えております。</p> <p>それから、設定の考え方で JR 島本駅と阪急水無瀬駅からある程度徒歩でアクセスできる範囲、おおよそ半径 800m の範囲で都市機能の集積が見込まれる地域として近隣商業地域、そして多くの住民の利用が見込まれる主要な公共公益施設や商業施設等が立地している地域、これらの地域を位置づけていこうと考えています。</p> <p>次に6-4ページをご覧ください。本町の都市計画マスタープランの都市構造図をお示しております。赤の破線で囲っているところが JR 島本駅、それから阪急水無瀬駅の周辺および役場周辺で本町の中心市街地ゾーンとして位置づけている範囲です。この辺りを基本に、都市機能誘導区域を考えてはどうかと考えています。</p>

次に6-5 ページの図をご覧ください。ここには駅からの徒歩圏、用途地域、それから主要施設の分布図を示しております。駅からの徒歩圏というのは、先ほどの JR 島本駅、それから阪急水無瀬駅、それから近隣市町になりますけれども JR 山崎駅・阪急大山崎駅のところから破線で 800m のエリアを入れており、この内側を考えております。それから用途地域ということで、薄い赤色で塗られているところが近隣商業地域で、この地域については商業施設等の集積を考えている地域です。

その他に主要な施設ということで、町全体からの利用が見込まれるような主要な公共施設や病院、大規模商業施設の分布をプロットとさせていただきます。

そうすると、先ほどの中心市街地ゾーン周辺にそういった施設が集まっていることがわかります。これらを踏まえまして、6-6 ページのように都市機能誘導区域を設定させていただきました。細かい線引きは用途地域界や、地形地物に沿ってわかりやすく線を引く形にしております。北は、島本町役場やふれあいセンターが含まれるように連坦性を持たせながら、道路境界を目安に入れております。また、マルヤス島本駅前店の周辺につきましては、地区計画が設定されており、駅前エリアと住宅エリアが設定されておりますのでその境界を目安に、商業施設等が立地するエリアを線引きしております。それから、JR 島本駅から阪急水無瀬駅の周辺につきましては、商業地域のエリアの用途地域を目安に、それぞれの商業施設等の敷地範囲が含まれるように、道路境界等を目安に都市機能誘導区域を設定して誘導施設を誘導していこうという考え方です。

次に、資料4を説明させていただきます。資料4につきましては、誘導施設ということで、今設定の考え方を示しました、都市機能誘導区域に具体的にどういった施設を誘導していくかというものです。基本的な考え方は国の都市計画運用指針で、都市機能増進施設、いわゆる居住者の福祉、または利便に必要な施設と示されております。

具体的な例といたしましては7-1 ページの想定される施設というところで書いておりますが、高齢化が進む中で、必要性が高まってくるような病院や診療所等の医療施設、子育て世代にとって居住場所を決めるような幼稚園や小学校等の教育施設、にぎわいを生み出すような図書館や博物館等の施設、そして行政施設、こういったものが国の指針に例として挙げられています。それを踏まえまして、本町の考え方を7-2 ページに示しております。

まず、7-2 ページの一つ目ですが前回、アンケート調査等を示させていただきましたが、本町の場合、子育て世代の方々が高い子育て環境を求めている傾向にありますので、そういった住民要望の高い子育て環境の充実を図る施設を位置づけていこうと考えております。

それから二つ目に、多様な世代のいきいきとした暮らしを支える施設ということで、本町においても高齢者の人口の増加が予想されているので、高齢者を含めて多様な世代が暮らせるような施設を考えております。

そして、島本町の更なる魅力の向上を図る施設はどうかと考えました。

次に7-3 ページをご覧ください。こちらに誘導施設の設定にあたっての配慮事項を示しております。

学校や子育て施設、診療所などの分布図を改めて再掲しました。本町の場合、役場や図書館につきましては、町全体から利用されるということもあり、中心市街地ゾーンに立地していますが、学校や子育て施設、診療所、それからスーパーマーケットなどのどちらかという

	<p>と日常的に利用する施設は比較的市街化区域全体に広く分布しております。そういったことから考えると、これらの施設、日常的に普段使うような施設については中心に集めるのではなくて現在の状況を踏まえて広く分布させておいた方がいいだろうと考えました。</p> <p>それから7-4 ページ、7-5 ページですが、鉄道利用による周辺市町村との連携を考慮した設定ということで、本町の都市規模、それから今後の人口減少を考えますと、全ての都市機能の本町だけで全てまかなうというのは、都市の効率性からもあまり適切ではないと考えます。本町の生活行動のアンケート調査から、高槻市等の周辺市町村との日常的なつながりが強いことがわかるため、JR や阪急を利用して隣の市町村の施設を利用しながら、生活されているということを踏まえまして、それを前提とした設定をしてはどうかと考えます。</p> <p>7-5 ページをご覧ください。周辺では茨木市、高槻市、吹田市、摂津市が誘導施設を設定されておりますが、これらを見ましたところ、例えば高槻市で設定されている百貨店や三次救急医療施設、特定機能病院など、島本町の中で本当にこれらの施設を誘導すべきかどうかというのは議論がわかれるところと考えますが、鉄道を利用して隣の市町村の施設を使っていく方が現実的であるだろうと思われるものについては、あえて設定する必要はないのではないと考えました。</p> <p>そういったことを踏まえ、7-6 ページの誘導施設の設定ということで、商業系の施設として百貨店まではいかないにしても、小売店舗面積 1,000 m²を超えるような大規模商業施設、医療施設の中での病院、それから子育て施設でいいますと子育て世代活動支援センター、それから教育文化系であれば図書館、それから交流系として地域交流センターやテレワーク拠点、行政施設として役場、こういったものに誘導施設を限定して設定してはどうかと考え、誘導施設設定案を検討させていただきました。</p> <p>今後、これらの施設を先ほどの都市機能誘導区域に誘導していくという考え方になります。当然既存の施設もありますのでそういったものを今後誘導し、まちなぎわい、中心拠点のみにぎわいを作っていこうという考えです。</p> <p><意見交換></p> <p>議長 ただいまの事務局からの説明についてご質問、ご意見ありましたらよろしくお願ひいたします。</p> <p>委員 都市機能誘導区域についてですが、まちづくりの方針でもあるように誰もが安全・安心で歩き続けたいまちと挙げておられたと思いますが、徒歩あるいは自転車で移動されるということを前提にされる場合に、歩道あるいは自転車道の整備確保についてはどのようにお考えですか</p> <p>事務局 はい、現状本町におきまして歩道や自動車道の新設に関して予定はありませんが、既設の道路、もう既に設置されている道路については、道路の拡幅や修繕等の工事の実施によって、方針に記載しているような道路整備に係る取組の推進に努めているところです。</p> <p> 具体的には、水無瀬駅周辺に位置する高浜 1 号線、水無瀬郵便局の横やジオ阪急ハートスクエアの裏を通る道ですが、こちらについて過去から狭隘な道路に車両や歩行者・自転車の通行が錯綜していたというようなことがありましたので、徒歩・自転車で通行される方々が</p>
--	---

	<p>安全・安心して通行できるように、水路の空間を活用し、水路の上部に蓋を設置して車両と分離した空間を確保したという事例があります。</p> <p>また近年、立地適正化計画の策定を条件としたウォークアブル事業の推進を初めとした、様々な国の補助制度の創設や充実が進んでおりますので、本町におきましても、国の動向を注視しながら、引き続き誰もが安全・安心して歩きたくなる道路の整備に努めてまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>資料4の7-4ページ、鉄道事業によって高槻市や周辺市町村と連携を図るとありますが、これは高槻市とか周辺自治体とも話し合っているということですか。</p>
事務局	<p>こちらについて、現状としては資料にこのように記載させていただいているものの、最終的な計画にこのように書くというわけではありません。また町としてはこう考えているところではあるものの、記載について他市と調整が必要かについて、手続き論的なところで申し上げますと、必要はありません。ですがこのように町として会議の中で意見をいただいていることや会議の中でもこういうふうにご記載をさせていただいているところですので、近隣市との調整につきましては検討させていただきます。</p>
委員	<p>資料4の7-2ですが、島本町の更なる魅力向上を図る施設とありますが、これはどういう施設を想定されておりますか。私としては10代20代の若い世代を呼び込める町にしてほしいと考えております。若者といえば、今ではスケボーもオリンピックがありますし、そういうのをめざす子もいますし、ゲームで言ったらeスポーツとか、そういう若者を呼べるようなまち、島本町に来たいって思う施設があったらいいのではと思います。</p>
事務局	<p>資料の7-6、こちらの誘導施設の設定のところに記載しております誘導施設のうち、おっしゃっていたような魅力という点で考えられるものとしましては商業施設やテレワーク拠点、住むことに対する魅力、住みやすい環境作りに資する施設として、この商業施設やテレワーク拠点を位置づけております。また誘導施設ですので、あくまで都市機能誘導区域、こちらに誘導する施設となりますので施設の敷地の確保等についても加味しながら施設の設定は考えていかないといけないと考えておりますが、いただいた意見を踏まえまして、住民の皆様にとって、住みたいと思えるようなまち、そこに繋がるような施設というところにつきまして引き続き検討します。</p>
議長	<p>7-5 ページにほかの自治体の誘導施設の一覧があり、その中で魅力を増すための施設はどれに当たりますか。</p>
事務局	<p>7-5 ページの例で申し上げますと、高槻市の文化等施設やコンベンション機能を有する施設や重複はしますが、商業施設などが魅力向上を図る施設になるものと考えているところです。</p>
議長	<p>若者向けというのは難しい部分もありますが、いい事例がありましたら、積極的に載せて</p>

	<p>いきたいということによろしいですか。</p>
事務局	<p>ご指摘いただいている誘導施設につきましては、若者向けの施設を検討する機会がありましたら、内容を盛り込んでいきたいと考えております。</p>
委員	<p>三島地域の自治体の誘導施設について、ほかの自治体で位置づけている施設で利用できるものは本町では位置づけず、ほかの自治体の施設を利用して、島本町独自の誘導施設を位置づけたらいいのではという発想だと思います。</p> <p>私は高槻市から長岡京市にかけてよく行ったり来たりしますが、大規模商業施設は島本町に作ってもどうなのかなと思います。記載している自治体は島本町に比べて大きい市なので、そこに住む人が島本町に足を運ぶのかと思うと、疑問が生じます。そう考えると、大山崎町や向日市、長岡京市などをターゲットに置きながら、なおかつ高槻市から大阪市内にかけてないものっていう視点で考えていった方がいいのではと思いました。島本町に人を呼び込むという発想であるならばですが。呼び込んで足を運んでもらったら、島本町ならではの住みやすさというのはあると思いますので、住んでみたいに繋がるのかなと思います。</p> <p>他の発想としてやっぱり私の専門分野上、障害者とか、子育て世帯に目が行きがちですが若者と言われてなるほどと思いました。なぜかという、西山天王山で若者がよくスケボーをしているのを見かけます。それこそ夜の10時ぐらいまでいっぱい若者がいますが、ある日を境にいなくなります。ということは何か、多分指導等があつて、できなくなったのかなと、それで少し先ほどおっしゃられたことで10代20代、スポーツも変わってきているので、何か誘導施設っていうのはやっぱり考えた方が、今更大規模商業施設というのは少し思うところがあります。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。ご指摘いただきました通り、高槻市も中核市ですし、百貨店やスーパーマーケットなど、そういったものに関してはもう充足しているというところで島本町に関しては、島本町として良いところもありますし、そういったところを活かした施設というのを今後検討していくというのはもちろん必要なことだと思います。</p> <p>今いただいた視点で言いますと大阪側ではなくて、京都側の方をターゲットにということでもこちらも踏まえてどういったものがないのか、なかなか即答できないのですが、この町の良さを活かした誘導施設で、中心市街地にあつてしかるべきもの、そういったものをちょっと今後検討するにあたってご意見として参考とさせていただきたいと思います。</p>
委員	<p>誘導施設の中に公立の小中学校のみで私立も検討するという事はないでしょうか。</p> <p>私がよく行く現場の中で、京都の北野の方はもう20年くらい前は全然何もなかったのが、私立の中学校が出来て、そこに入るために引っ越してくるなど、そういったことを視野に入れた考えってありますか。</p> <p>若者が遊ぶ商業施設というのもいいのですが、それが果たして定住に繋がるのかどうかというところもありますし、教育を念頭に置いた、定住化、その教育があるから住みたい、例えば公立でも京都なんかは中高一貫で、そこに進学するために、住む、引っ越して</p>

事務局	<p>くるというのをよく聞くので。それにそういう世帯は所得もやっぱり高い。私が仕事をしているところでは、やっぱりそういう子どもの教育のために引っ越すということもかなりありますので、できればそういう教育っていうところも取り入れていただけたらなと思います。</p> <p>まず教育という観点で今回は小学校や幼稚園、保育所を一例として記載させていただきました。中学校や高等学校を位置づけることが可能か不可能かで言いますと可能ですが、現状として、保育所や幼稚園に対しては地域性を加味して今回の誘導施設への位置づけは一旦、見送っております。また、中学校や高等学校について前提として公立という視点で検討したものの、地域性を加味し同様に位置づけを見送ったものですが、いただいた意見も踏まえまして再度検討させていただきます。</p>
議長	<p>教育分野については地域性を加味ということですが、私学ということで、特別な教育方針を含めて、検討の余地があるということかと思われまます。引き続きまして、案件5「その他」について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(5) その他</p> <p>資料5をご覧ください。課題4 高齢化等に伴う財政支出増加への対策と記載しておりますA4 1枚の資料です。</p> <p>こちらにつきましては、前回の会議の案件4 解決すべき課題と計画の方向性で説明させていただいた際に使用した資料を一部抜粋・修正したものです。前回の会議において、こちらの資料の説明の際、老年人口の増加により、本町の歳出における扶助費の割合が増加しつつあることから高齢化等に伴う財政支出が増加していることがわかると説明しましたが、扶助費の増加についての主な要因というものが正しくは児童福祉に係る経費ということがわかりました。高齢者に対しての支出の増加につきましては、緑の部分のその他のうち、繰出金というところに現れております。繰出金についても年々増加していることから高齢化等に伴う財政支出が増加していることには変わりはありませんが、訂正いたします。</p>
議長	<p>委員の皆様から何かありますでしょうか。特に無いようですので、本日予定しておりました第2回島本町立地適正化計画策定委員会の案件をすべて終了させていただき、進行を司会にお返しします。委員の皆様には、会議の円滑な進行にご協力いただき誠にありがとうございました。</p>
司会	<p>議長ありがとうございました。委員のみなさまにおかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。それでは第2回島本町立地適正化計画策定委員会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>